

漁業センサスの沿革

1 漁業センサス以前の基本調査

第1次漁業センサス（昭和24年3月）が実施される以前の水産業に関する基本調査としては、水産事項特別調査、水産業基本調査及び漁業権調査の3調査が挙げられる。

(1) 水産事項特別調査（明治25年調査）

明治政府における漁業政策の大きな課題は、漁業生産技術の向上を図り、漁獲水準を高めることであった。このため、第1に、優良技術の全国普及、第2に沖合漁業の促進、第3に養殖技術の開発、普及等が行政指導として展開された。このほか、水産加工技術の開発、水産物市場の整備、水産物流通の円滑化等も重要な課題であった。

しかし、資料としては、水産加工品の生産量が明らかにされているのみであったため、早急に、漁業に関する実態を統計的に明らかにすることが強く要請されるに至った。

水産事項特別調査は、こうした背景の下で実施されたが、同時に、水産業の実情を全国的に把握した最初の調査でもあった。

調査内容は、全体として101項目にも及ぶ広範多岐にわたるものであったが、その主な調査内容は次のとおりであった。

ア 水産業者

水産業戸数、水産業人口、水産物製造業戸数及び人口等

イ 漁場及び水産業に関する土地

漁場採藻場、養殖場、区画漁場採藻場、定置漁場、製塩に要する土地

ウ 漁船、漁具

漁船の大小及び用途、魚網、漁船漁具等

エ 漁獲及び製造

漁獲物の数量・価額、製造原料の数量・価額、水産製品等

オ 販売

水産物の輸出入、漁獲物及び製造物売買の慣習、魚市場等

カ 水産業経済

水産収入総額、水産業負債総額、水産業貯蓄総額、水夫賃金、重要漁業の資本及び収支計算、重要製造物の収支計算等

(2) 水産業基本調査（昭和22年調査）

第二次世界大戦中、水産業に関する基本調査は、中止された。

また、戦争により漁業生産手段の漁船及びそれに従事する若年労働力が減少したが、終戦後は、海外からの引揚者を迎えるなどして、生産力の様相は一変した。このため、占領下の水産行政にとって水産業の実態を把握することが緊急な課題であった。

この調査は、こうした背景の下で行われたもので、全国の漁業経営体を調査対象とし、経営形態、漁業の種類、専業・兼業別、漁船隻数・トン数、漁業従事者数、漁獲量等を内容とした全数調査であった。調査方法、定義等に不備な点が多かったが、昭和24年の第1次漁業センサス以降実施された一連の漁業センサスに直接つながる先駆的調査として位置づけられるものであり、歴史的意義の大きい調査であった。

主な調査内容は、次のとおりである。

ア 経営形態

世帯経営、協同経営、共同経営、漁業組合経営、会社経営、その他

イ 水産業の種類

海面漁業（12種類）、海面養殖業、内水面漁業、内水面養殖業

ウ 専業・兼業別

エ 漁船隻数・トン数

- オ 水産業従事者数
- カ 賃金形態
- キ 漁獲数量

(3) 漁業権調査（昭和 23 年調査）

この調査は、旧漁業法（明治 34 年法律第 34 号）による漁業制度を、漁村の民主化と漁業生産力の向上を目標とする漁業制度に改革するための基礎資料とするため、漁業権の実態を統計的に明らかにすることを目的として、全国の漁業権についてしつ皆調査したものである。

調査の結果、全国の漁業権数が初めて明らかにされたほか、漁業権漁業の従事者数、漁獲量、金額等が明らかになり、漁業制度改革の基礎資料として直接利用され、漁業制度の民主的改革に大きな役割を果たした調査であった。

主な調査内容は、次のとおりである。

（定置、区画、特別漁業権調査）

- ア 免許番号
- イ 漁業権の所有形態（単独、共有）
- ウ 漁業権の入手形態
- エ 漁業権所有者の所在地
- オ 兼業状況
- カ 従事者数
- キ 漁業権の行使状況
- ク 主な漁獲物
- ケ 漁業権の賃貸状況

（専用漁業権調査）

- ア 免許番号及び所有形態
- イ 免許状に記載されている漁業種類及び実際に操業した漁業種類
- ウ 主な漁獲物
- エ 漁船数、従業員数

2 年次別漁業センサスの概要

(1) 第 1 次漁業センサス（昭和 24 年調査）

当時は、漁業の再建及び民主化を図ることが急務とされ、漁業における生産関係を統計的に明らかにすることが、漁業センサスの最大の課題であった。このため、初めて、漁業経営体を漁家と企業体に分離して調査がなされ、漁家を底辺とし大資本漁業会社を頂点とするわが国漁業の構造的特質を明らかにした。さらに、漁労体の操業状況を調査し、漁場との関連を明らかにしようという試みがなされた。

(2) 第 2 次漁業センサス（昭和 29 年調査）

第 1 次漁業センサスの後、漁業制度の改革が行われたのを始め、水産物の統制撤廃、マッカーサーラインの廃止、李ラインの成立など我が国漁業にとっては、画期的な時期であった。

このような背景の下で、第 2 次漁業センサスは第 1 に、第 1 次漁業センサス以降の漁業構造の変化を明らかにし、漁業制度の改革、漁場の拡大等の実態を把握すること、第 2 に、新しい漁業制度の下で進められた共同経営体の実態を明らかにすること、第 3 に、漁業雇用労働力の実態を明らかにすること、第 4 に、漁業経営体について漁船トン数規模あるいは漁業種類別に階層区分を行い、基本的な構造をより明確にすることなどを主な目的として実施された。

(3) 沿岸漁業臨時調査（昭和 33 年調査）

我が国の漁業は、戦後の混乱期から立ち直り、沿岸漁業から沖合漁業へ、さらに、遠洋漁業へと大きく飛躍し、発展期を迎えるに至った。しかし、沿岸漁業と沖合・遠洋漁業の格差が拡大し、沿岸漁民の兼業化(賃労働者化)が進んだ。

このため、沿岸漁業振興が大きな政策課題となり、33 年 5 月には漁業制度調査会が発足し、漁業協同組合の在り方について、検討を迫られるに至った。

このような情勢の下で、33 年に漁業センサスが実施される予定であったが、国の財政ひっ迫が影響し、調査対象も漁業経営体と漁業協同組合に限定し、沿岸漁業臨時調査として実施されることとなった。この調査は、第 1 に、漁業権の管理主体である漁業協同組合の漁業権の管理及び行使状況を明らかにすること、第 2 に、漁業協同組合員の漁業経営状況及び専兼業の実態を明らかにすることなどを主な目的として実施された。

(4) 第 3 次漁業センサス（昭和 38 年調査）

昭和 30 年代は、我が国経済の高度成長期であり、これに伴い漁場環境の悪化、若年漁業労働力の第 2 次産業への流出、漁業者と他産業就業者の所得格差の拡大等、経済の高度成長は漁業にも大きな影響を及ぼした。このような情勢の下で、38 年に「沿岸漁業等振興法」が施行され、第 1 次漁業構造改善事業が開始されるに至った。

第 3 次漁業センサスは、第 1 に、高度経済成長下における漁業構造の変化を明らかにすること、第 2 に、企業としての漁業経営と生業たる漁家を区分すること、第 3 に、漁業の地域構造を統計的に明らかにすること、第 4 に、動力船の運航、漁労装置等の装備状況及び乗組員の実態を明らかにすることなどを主な目的として実施された。

(5) 第 4 次漁業センサス（昭和 43 年調査）

経済の高度成長の下で、漁業経営の近代化が進められる一方、漁業労働力の不足が大きな漁業問題として浮かび上がってきた。

第 4 次漁業センサスは、漁業労働力確保対策との関連で、漁船乗組員に関する雇用関係、賃金水準、社会保険加入の有無等の調査に重点をおいて実施された。

(6) 第 5 次漁業センサス（昭和 48 年調査）

高度経済成長が頂点に達する時期を迎え、我が国の漁業も、漁船の大型化、装置・装備の近代化等が進められたほか、海面養殖業も著しく発達した。反面、漁船非使用及び無動力船階層等、小規模漁業経営体の廃業が顕著となった。一方、臨海工業地域の開発、都市の膨張、沿岸水域の埋め立て、汚水の流出等により沿岸漁場のかい廃が進み、沿岸漁場の整備・開発が大きな課題となってきた。

こうした背景の下に、第 5 次漁業センサスは、第 1 に、沿岸漁業経営体を漁業種類の組み合わせによって類型化し、沿岸漁業の実体を一層浮き彫りにすること、第 2 に、漁船の船質、機関の種類、運行・漁労装置等を調査し、省力化、機械化の進展状況を明らかにすること、第 3 に、漁業労働力の構成とその推移の状況をより詳細に統計化することによって、漁業労働力の確保に資すること、第 4 に、漁業生産を支えている諸種の背後条件を把握して、工業化及び都市化の進展によって急激な変貌を遂げていく漁村の実態を明らかにすることなどを主な目的として実施された。

(7) 第 6 次漁業センサス（昭和 53 年調査）

我が国の漁業は、第 5 次漁業センサス実施後、第 1 次石油ショックに伴う漁業経営の危機、各国における 200 海里漁業水域の設定等により、戦後における漁業発展の基礎は、根底から崩されることとなった。

第6次漁業センサスは、200 海里時代に適合した漁業の在り方を根本的に再検討するために、日本漁業の現状及び漁業変化の実態を把握するとともに地域行政に対応するために地域統計の整備等を大きなねらいとして実施された。

(8) 第7次漁業センサス（昭和58年調査）

200 海里体制の定着化と第2次の石油ショックの影響等により、漁業を取り巻く内外の情勢が一層厳しさを増すなかにあつて、水産行政においては、①経営の合理化、②生産構造の再編整備、③周辺水域の漁業資源の合理的活用等が重要かつ緊急な課題であつた。

これらを踏まえ第7次漁業センサスでは、第1に、200 海里体制定着化の中での生産構造の現状把握とその変化を解明すること、第2に、高齢就業者のいる経営体の生産構造、後継者有無の状況等を明らかにすること、第3に、我が国沿岸水域の漁場環境の現状を明らかにすること、第4に、漁村の生活環境を明らかにすることなどを主な目的として実施された。

(9) 第8次漁業センサス（昭和63年調査）

我が国の漁業を取り巻く情勢は、200 海里体制の定着、漁業における国際規制の強化のなかにあつて、我が国近海における底魚等漁業資源の悪化、輸入水産物の急増による水産物市況の軟化等、一段と厳しいものとなつた。

このような情勢の下、第8次漁業センサスでは、第1に、漁業生産構造の再編整備に資するため、漁業制度別、操業水域別に生産構造の現状を明らかにするほか、減船に関与した経営体の漁業生産構造上の構成を明らかにすること、第2に、減船に伴う離職者の雇用確保をはじめとする漁業労働力対策に資するため、漁業世帯にいる減船離職者の就業状況を把握すること、第3に、漁業資源を有効利用して漁業の発展を図る資源管理型漁業の推進が重要な課題となっているなか、これに対応した施策に資するため、現存する漁業管理組織を対象とした調査を実施し、資源の管理、漁場の管理、漁獲の管理等の実態を明らかにすることなどを主な目的として実施された。

(10) 第9次漁業センサス（平成5年調査）

200 海里体制の定着に伴う海外漁場の大幅な縮小、我が国近海における漁業資源水準の悪化に加え、いずれの国も漁業管轄権を有していない公海漁場においても、野生生物保護や海洋生態系の保存の観点から漁業規制が強化されるなど我が国漁業を巡る情勢はますます厳しいものとなつた。

これらの状況を背景として、漁業就業者は年々減少を続けており、特に若年齢層において、バブル経済の影響による他産業への流出と考えられる減少が著しく、漁業就業者の高齢化や今後における高齢者の引退等に伴う漁業生産力と漁村活力の低下が懸念されることとなつた。

このような情勢を踏まえ、第9次漁業センサスは、①我が国周辺水域の資源の回復と合理的利用、②新段階を迎えた公海漁業管理と我が国の対応、③食生活の変化に対応した水産物の安定供給、④漁業経営の改善と漁村の活性化等の水産行政上の重要な課題に対応した施策に資するため、我が国漁業の生産及び就業構造の変化を明らかにすることなどを主な目的として実施された。

(11) 第10次漁業センサス（平成10年調査）

平成6年11月に国連海洋法条約が発効し、7年8月には公海漁業協定が採択されるなど新しい海洋秩序が形成されるという節目の時期を迎え、我が国周辺水域の資源の適切な管理の必要性が従来に増して高まる中にあつて、円高等に伴う水産物輸入の引き続きの増加、漁獲の減少、魚価の低迷等により、漁業経営は厳しさを増し、漁業就業者の減少、高齢化の進行により、漁業生産力と漁村活力の低下が懸念されることとなつた。

このような情勢の下、第10次漁業センサスは、①新たな海洋秩序に対応した適正な漁業管理と周辺水域の高度利用、②消費者・実需者ニーズに対応した国産水産物の供給体制の確立、③漁業経営の低コスト及び合理化の推進、④漁業を核とした魅力ある定住圏づくり等の水産行政上の重要な施策に資するため、我が国漁業の生産構造、就業構造及び漁業生産の背後条件の実態と変化を総合的に把握し、水産行政諸施策の策定に必要な基礎資料を提供することなどを目的に実施された。

(12) 2003年(第11次)漁業センサス(平成15年調査)

我が国水産業は、国連海洋法条約や日韓・日中の漁業協定の発効による本格的な200海里体制への移行により資源管理への基盤が整う一方、周辺水域の水産資源量の減少等による漁業生産の減少、担い手の減少・高齢化等厳しい状況に置かれていた。

このような状況の下、農林水産省では、平成14年3月に「水産基本計画」を策定し、①水産物の安定供給の確保、②水産業の健全な発展、③団体の再編整備に関する施策を展開していくこととし、①水産資源の適切な保存管理、②効率的かつ安定的な漁業経営の育成と人材の育成・確保、③水産加工業及び水産流通業の健全な発達、④漁村の総合的な振興、⑤多面的機能に関する施策の充実等の各般の施策を講じていくこととした。

2003年(第11次)漁業センサスは、こうした我が国漁業及び水産行政の現状を踏まえつつ、①漁業の基本的な生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、流通・加工業等の漁業の背景の実態と変化を総合的に把握し、水産行政諸施策の企画・立案等の基礎資料を作成し、提供することを目標とし、また、②漁業に関する小地域統計を作成し、地域における統計利用を促進する、③各種水産統計調査を効率的に実施するための母集団を整備することを基本的な役割として実施された。

(13) 2008年漁業センサス(平成20年調査)

我が国漁業は、漁場環境の悪化等を背景として、周辺水域の水産資源が全体としては依然低位水準にとどまっているとともに、漁業就業者の減少・高齢化など生産構造の脆弱化が進むなど厳しい状況に直面している。一方、世界の水産物需要は、健康志向等の高まりを背景に増加を続けており、海外からの輸入に大きく依存する我が国としては、世界的な資源管理とともに、我が国水産資源の維持・管理の重要性が増大してきている。

また、水産業・漁村は豊かな自然環境や交流の場の提供などの多面的機能を有しており、これらに対する国民の期待も高まっている。

このような状況の中で、水産基本法(平成13年6月制定)に基づく新たな水産基本計画が平成19年3月に策定され、①水産資源の回復・管理の推進、②国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立、③水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開、④漁村等の総合的整備と多面的機能の発揮、⑤未来を拓く新技術の開発と普及等に関する施策が展開されており、そのような状況において2008年漁業センサスは実施された。

(14) 2013年漁業センサス(平成25年調査)

我が国漁業は、遠洋・沖合漁業における漁船の高船齢化の進行、沿岸漁業における漁業者の高齢化の進行など、水産物の生産体制が脆弱化するとともに、国民の「魚離れ」が進行しており、このままでは、我が国周辺の「身近な自然の恵み」を活用する力を失ってしまう状況も懸念されている。一方、世界の水産資源の多くは既に満限あるいはそれ以上に利用されているとされており、我が国周辺の豊かな水産資源を適切に管理し、国民に安定的に水産物を供給していくことの重要性が高まっている。さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、その大津波によって多くの人命を奪うとともに、我が国漁業の一大生産拠点である太平洋沿岸をはじめとする全国の漁業地域に甚大な被害をもたらした。

このような状況の中で、水産基本法（平成 13 年 6 月制定）に基づく新たな水産基本計画が平成 24 年 3 月に策定され、①東日本大震災からの復興、②新たな資源管理体制下での水産資源管理の強化、③意欲ある漁業者の経営安定の実現、④多様な経営発展による活力ある生産構造の確立、⑤水産物の消費拡大と加工・流通業の持続的発展による安全な水産物の安定供給等に関する施策が展開されており、我が国漁業を取り巻く実態を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的に実施された。

(15) 2018 年漁業センサス（平成 30 年調査）

世界的な人口の増加や経済発展に加え、水産物の優れた栄養特性に対する評価の高まりもあり、その需要が増大している一方、世界の水産資源の多くは既に満限あるいはそれ以上に利用されているとされており、我が国周辺の豊かな水産資源を適切に管理し、国民に安定的に水産物を供給していくことの重要性が高まっている。一方、我が国においては、漁船の高船齢化、漁業者の減少・高齢化の進行など水産物の生産体制が脆弱化するとともに、国民の「魚離れ」の進行が止まらず、このままでは、我が国周辺の「身近な自然の恵み」を活用する力が失われてしまう状況も懸念される。

このような状況の中で、水産基本法（平成 13 年 6 月制定）に基づく新たな水産基本計画が平成 29 年 4 月に策定され、①浜プランの着実な実施とそれに伴う人材の育成及び水産資源のフル活用、②国内の資源管理の高度化と国際的な資源管理の推進、③持続可能な漁業・養殖業の確立、④加工・流通・消費・輸出に関する施策の展開、⑤漁港・漁場・漁村の総合的整備等に関する施策が展開されており、我が国漁業を取り巻く実態を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的に実施された。

(16) 2023 年漁業センサス（令和 5 年調査）

我が国においては、水産資源の減少による漁業・養殖業生産量の長期的な減少傾向や漁業者の減少という課題への対応として、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造の確立を図るため、「水産政策の改革」に取り組んできた。

さらに、近年顕在化してきた海洋環境の変化、少子・高齢化や人口減少、持続可能な開発目標（SDGs）やカーボンニュートラルの取組の広がり、デジタル化の進展等、自然環境や社会経済に変化が生じつつある。

このような情勢の変化を踏まえ、水産基本法（平成 13 年法律第 89 号）に基づく新たな水産基本計画が令和 4 年 3 月に策定され、①海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施、②増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現、③地域を支える漁村の活性化の推進、④水産業の持続的な発展に向けた横断的な推進等に関する施策が展開されており、我が国の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的に実施された。

漁業センサスの沿革

[illegible]